

満留 拓人 様

〔設問1〕

第1 (1) について

1 AはCに対して、所有権に基づく返還請求権として材木①の引渡しを請求することが考えられる。

(1) 所有権に基づく返還請求が認められるためにAが請求原因として主張しなければならない事実は、①原告が本件動産を所有していること、②被告が本件動産を占有していることである。

(2) Aは、平成23年4月1日当時、材木①を所有していた(①充足)。そして、Cは、材木①を自分の倉庫に保管している(②充足)。

(3) したがって、Aの請求原因事実は認められる。

2 これに対する反論として、Cは、即時取得に基づく所有権喪失の抗弁が考えられる。

(1) 即時取得(民法192条)の法律要件は、①占有者が、取引行為をしたこと②占有者に対する引渡しが、①の取引行為に基づいて行われたこと③②の占有の開始が平穩かつ公然に行われたこと。④占有者が②の占有の開始に当たって善意であること⑤占有者が④の善意について過失がないことである。

この内、被告が主張立証しなければならない事実は、①②で足りると解する。③④の要件については、民法186条1項により、ある者が物を占有することによって、平穩・公然・善意が暫定真実として推定されるため、抗弁において主張立証する必要がない。また、⑤の要件については、民法188条に占有者が占有物の上に行使する権利はこれを適法に有するものと推定される旨を規定しているため、譲受人たる占有取得者が右のように信ずるについては過失のないものと推定されることから、無過失を主張立証する責任は無いといえる。

(2) BはCに対し、平成23年4月25日、A所有の材木20本を一本あたり代金20万円で売った。(①充足)そして、BはCに対し、平成23年4月25日、上記売買契約に基づき、20本の材木を引き渡した。(②充足)

(3) したがって、Cの抗弁は認められる。

3 これに対する反論として、まず、Aは、Cが悪意であることの再抗弁をすることが考えられる。

(1) Cが再抗弁で主張立証しなければならない事実は、上述の即時取得の法律要件④と反対の事実、すなわち、抗弁②の占有取得時に、占有者が前主の無権利について悪意であったことである。民法192条にいう「善意」とは、積極的信頼を意味する。そのため、占有者が無権利者であることにつき、半信半疑である場合でも悪意と評価される。

(2) Cは、Aが丸太を売却するときにはその所有権移転の時期を代金の支払時にすること、そして、AB間でトラブルが生じていたことも知っていたが、丸太20本については、AB間で代金の支払が既にされていると即断しており、Bが真正権利者であること

AB
売買契約
充足

OK

につき、疑いなく信じているため、悪意であるとは言えない。

(3) したがって、Aの悪意の再抗弁は、認められない。

4 次に、AはCが善意であることにつき過失があったことの評価根拠事実の再抗弁をすることが考えられる。

(1) 過失とは、調査確認義務違反のことを言う。そのため、過失が認められるためには、①調査確認義務が発生したこと、②①の義務に違反したことが必要である。

(2) Cは、Aが丸太を売却するときにはその所有権移転の時期を代金の支払時とするのが通常であること、また、Bが以前に代金の支払い前に転売したことがAに発覚してトラブルが生じたことを知っていたこと、さらに、BはCに対し、少し事情があるのでしばらく待ってほしいと言っていることから、前回と同様に代金の支払い前に転売している恐れがあると考えることができる。そのため、Cは、AB間の丸太20本の売買について、適切に所有権移転がなされたか否かについて、調査確認する義務があったといえる。(①充足) それにもかかわらず、CはAB間で代金の支払が既にされているものと即断し、特にA及びBに対する照会を怠っている。(②充足)

(3) したがって、Aの無過失の評価根拠事実の再抗弁は、認められる。

5 これに対する反論として、CはAに対し、過失の評価障害事実の再々抗弁をすることが考えられる。

Cは、Aが丸太を売却するときには、その所有権移転時期を代金の支払時とするのが通常であることを知っていたことから、Bが、Cの申し入れに応じたことから、AB間の丸太の所有権はBに移転したと信じるにつき、過失がなかったと評価することもできなくはないが、AB間のトラブルについても知っていたことから、このような理由で調査確認義務が発生していないと評価することは難しい。

したがって、Cの再々抗弁は認められない。

6 よって、Aの請求は認められる。

第2(2)について

1 Dは乙建物のリフォームにより、材木②が乙建物の柱として使用されている。そのため、材木②は不動産に従として付合され(民法242条)ているといえ、Dの所有権となる。

そこで、AはDに対し、付合により所有権を失った材木②の価額を、不当利得として返還請求をすることが考えられる(民法248条、703条)。

(1) 不当利得返還請求が認められるために原告が請求原因として主張しなければならぬ事実とは、①被告の受益、②被告の受益が原告に帰属すべきものであることである。

(2) 被告であるDは、付合(民法242条)により材木②の所有権を取得している(①充足)。

また、材木②について、AB間の売買において、BがAに丸太の代金を支払っていないことから、AB間の合意に基づき、材木②はまだ、Aの所有権にある(②充足)。

(3) したがって、Aの請求原因は認められる。

2 これに対するDの反論として、抗弁で「法律上の原因」があると主張することが考えら

れる。

- (1) 「法律上の原因」とは、利益の保持が法的に正当化されることをいう。 *OK*
- (2) DはCとの間で、平成23年5月2日、乙建物のリフォーム工事の請負契約を締結している。また、上記請負契約の際、材木②を使用する旨の説明を受けている。そして、Dは工事の完成後に請負代金600万円を支払っていることから、Dの受益には法律上の原因があるといえる。 *goal 利益「取得」はCO間の適法な清算契約の範囲に止る*
- (3) したがって、Dの反論は認められる。
- 3 よって、Aの請求は認められない。

〔設問2〕

第1(1)について

- 1 Eは、Gに対し、所有権に基づく妨害排除請求としての丸太③及び丸太④の引渡し請求をすることが考えられるが、これに対して、Gは丸太③については、明認方法がないことから、自己に対抗できないと主張することが考えられる。 *X. GはA*
- 2 立木については、登記による公示力の代わりに明認方法を施すことで、登記と同様に第三者に対抗することができるが、Eは、丸太③については明認方法を施していない。そのため、Gが民法177条の「第三者」にあたる場合、Eは対抗することができない。 *主張の根拠は「登記」*
- 3 Gの主張が認められるためには、①「第三者」であること、②権利主張をすること、を主張・立証する必要がある。ここでいう「第三者」とは、当事者及びその包括承継人以外の者で、物権変動について登記の欠缺を主張する正当な利益を有する者のことをいう。 *対抗要件*
- 4 ①GはFとの間で締結した寄託契約(民法657条)に基づき、丸太を保管しているものであり正当な利益を有する。そして、②Gは、平成24年2月15日、Eが丸太③については、墨書がないため、対抗要件を具備するまで、Eを所有者と認めない旨の主張をしている。 *①は契約法? し 権利1.12 3.3.2.2 ち、を3.3.2.2*
- 5 Gは4の事実を主張する必要がある。

第2(2)について

- 1 Gは、留置権(民法295条)を主張して、Eの請求を拒むことが考えられる。
- 2 留置権の要件は、①「他人の者の占有者」であること、②「その物に関して生じた債権を有する」こと、③その債権が弁済期にないこと、④占有者が不法行為によって始まった場合でないことであるが、この内、Gが抗弁として主張しなければならないのは、法律要件分類説から①②で足りる。 *OK*
- 3 Gは、Eの所有している丸太④を占有している(①充足)。

②「その物に関して生じた債権を有する」とは、留置権の物の返還を拒絶して債務者に心理的圧迫を加え、債務の弁済を促すという趣旨から、物の占有者が物の返還を拒絶することで債務の履行を間接的に強制する関係に立つものをいうと解すべきである。そして、そのためには、留置権成立の時点において、被担保債権の債務者と目的物の引渡し請求権者が同一であることを要する。 *OK*

本件において、留置権成立時における、被担保債権の債務者は、保管料支払債務を有しているFであり、目的物の引渡請求権者は、Eであるため、同一でない。(②不充足)

4 したがって、Gの主張は、認められない。

〔設問3〕

第1 (1) について

1 まず、LはCに対して、Hの不法行為について、民法714条に基づき、監督義務責任を追及することが考えられるが、Hは、満15歳の中学3年生であることから、責任無能力(民法712条)であるとは言えない。そのため、Cに対する監督義務責任を追及することはできない。

2 次に、LはCに対して、民法709条に基づく損害賠償請求が認められるか。

(1) 民法709条に基づく請求において、主張立証しなければならない事実は、①権利侵害②故意または過失の評価根拠事実③損害の発生④②による行為と損害の発生との因果関係である。

(2) Lは右腕を骨折しており、身体の一部が制限されている(①充足)。Hは、本件事件の前から、悪質ないたづらを繰り返しているにもかかわらず、Hの母親であるCは一般的な注意にとどまり、それ以上の対策を講ずることはなかった(②充足)。Lは治療費30万円相当の損害が生じている(③充足)。そして、Cが対策を講じることはなかったことにより、Lは骨折し、③の損害が発生していることから、因果関係も認められる(④充足)。

(3) したがって、LのCに対する請求は認められる。

第2 (2) について

1 Cは、Lの請求に対する反論として、過失相殺(民法722条2項)の抗弁をすることが考えられる。

2 過失相殺(民法722条2項)とは、不法行為の発生や損害の発生、拡大について被害者の被害者の落ち度が寄与している場合に、生じた損害全てを加害者に課すことは民法が自己責任を原則としていることに反する点、また、加害者の行動の自由を過度に制約する点で、公平に反することにかんがみ、損害の分担につき公平の見地から、賠償額の減額を認める制度である。そうだとすれば、被害者には709条における「過失」ではなく、衡平の見地から賠償額を減額することが妥当なような何らかの非難性があれば足りる。したがって、ここでいう過失とは、自分に生じる損害を回避したり、減少させたりするための行動が被害者に期待できるにもかかわらず、そうした行動をとらなかったことをいう。

そして、民法722条2項は当事者の公平を図る趣旨であることから、被害者本人の過失はなくとも、被害者本人と身分上、生活関係上、一体をなすとみられるような関係にある者の過失がある場合には、被害者側の過失として、斟酌すべきである。

3 本件では、被害者であるLには、過失はない。しかし、Lの母親であるKは事故の際、

携帯電話で通話をしており、片手で自転車を運転していた。また暗闇の中無灯火で走行していた。これらの行為は、極めて危険な行為であり、公平の観点から、非難するに値する。

4 したがって、Cの過失相殺の抗弁は認められる。

以上

もろ
OK
配点
たかい

(設問 1)

1 小問 (1) について

- | | | |
|-----------------------------------|---|---|
| (1) Aの主張の根拠 | | |
| AのCに対する所有権に基づく返還請求権としての引渡請求の指摘 | 1 | 1 |
| (2) Aの主張の当否 | | |
| ア Aに所有権があることの指摘 | 1 | 1 |
| イ 上記のAの主張についてABの契約内容から正しく認定していること | 1 | 0 |
| ウ Cが占有していること | 1 | 1 |
| エ 結論 | 1 | 1 |

【加点事項】

- ※ 所有権保留の性質について詳しく述べられていれば加点
- ※ 加工 (民法 (以下、省略する) 246 条 1 項) の規定を適用してもAに木材の所有権が帰属していることを指摘 (246 条 1 項ただし書) していれば、加点

- | | | |
|---|---|---|
| (3) Cの反論 | | |
| Cの即時取得の主張によりAが所有権を喪失している旨の反論 | 1 | 1 |
| (4) Cの反論の当否 | | |
| ア Cは取引行為に基づいて木材①の引渡を受けたこと | 1 | 0 |
| イ 平穩、公然、善意の指摘 | 1 | 1 |
| ウ 無過失 | | |
| (ア) 規範 | 2 | 2 |
| (イ) 調査義務の発生と事実の指摘 | 4 | |
| a Aは、丸太売却の際は、代金完済まで所有権を保留するのが通例であったこと | | 1 |
| b 最近もAB間でトラブルが発生していること | | 1 |
| c a、b についてCは認識していたこと | | 1 |
| d Cの木材買受申込に対し、Bは「少し事情があるので、もう少ししばらく待ってほしい」と即答を避けたこと | | 1 |
| (ウ) 義務の懈怠 | 2 | |
| a 以上に基づき、CにはAB売買につき所有権留保特約の有無を調査する注意義務があること | | 1 |
| b A・Bいずれに対してもこれを確かめなかったこと | | 1 |
| (5) 結論 | 1 | 1 |

【加点事項】

- ※ 立証責任の転換(186 条 1 項、188 条)について指摘できた場合は、加点

2 小問 (2) について

- | | | |
|---------------------------|---|---|
| (1) Aの主張 | | |
| ア 248 条、703 条に基づく償金請求権の指摘 | 1 | 1 |
| イ 付合(242 条本文)した旨の主張の指摘 | 1 | 1 |

ウ	付合の趣旨	1	0
エ	規範	1	0
オ	あてはめ	2	

(ア) 木材②を用いて乙建物の柱を取り換えたことの指摘

1

(イ) 木材②が物としての独立性を失っている旨の指摘

0

カ 利得、損失、因果関係、法律上の原因の不存在の指摘

3

3

【加点事項】

※A が D に対して請求することができるがくについて、AB 間の関係を考慮に入れた分析がされている場合には、加点

※A の主張について、利得、損失、因果関係、法律上の原因の不存在について詳しく説明がなされたときは、加点

⑨

(2)D の反論

ア 他の請求権による損失補填の手段・方法がある限り、「損失」はない旨の指摘

1

イ 本件では A は B に対して 300 万円の債権を有している旨の指摘

1

ウ D は C に本件請負の報酬額 600 万円を既に支払っているため「利得」がない旨の指摘

2

(ア) 材木②の所有権を C が有しないことを知らなかったことの指摘

(イ) 悪意に転じる前に C に請負代金を支払ったことの指摘

エ 「利得」があるとしても利得を押しつけられることの不合理性

1

オ 不合理性を解消する法律構成

1

【加点事項】

242 条ただし書が適用されないことを説明できたときは加点

CD
部と契約
通証
「支払った
金」
あり
5/6

第 2 (設問 2)

1 小問(1)について

(1) G の主張の根拠

ア F の対抗要件具備による E の所有権喪失の抗弁の指摘

1

イ E・F 間の対抗関係(177 条)

3

(ア) 丸太③が、甲土地から切り出される前は、甲土地に生育していた立木であり、当該立木は甲土地の定着物(86 条 1 項)ないし、甲土地と付合して一体となっていて(242 条)、甲土地の所有者 A に帰属していたこと

0

(イ) 本件立木につき、A から E・F に対する二重譲渡が生じたこと

0

(ウ) 本件立木が切り出された後も、丸太にその所有権が及ぶこと

0

ウ F が、甲土地所有権移転登記を経由したことにより、本件立木についても対抗要件を具備し、確定的に本件立木の所有権を修得したことの指摘

2

(ア) E が明認方法を施しておらず、対抗要件がないこと

1

(イ) F が A から売買に基づき、所有権移転登記を経由したこと

(0)

①

エ	ウにより、E は、本件立木の所有権を喪失し、本件丸太③の所有権も喪失することの指摘	2	(0)
オ	所有権喪失の抗弁につき、AF 間の本件立木の所有権移転原因事実と F が甲土地の対抗要件を備えたことを主張・立証すべきことの指摘	1	375-313 の2点 1
(2)	G の主張・立証すべき事実	2	「375」 理由あり 0
ア	A が平成 24 年 1 月 17 日に甲土地及び本件立木を F に売却したこと		375-313 1
イ	アに基づき、甲土地について、A から F への所有権移転登記がなされたこと		
(3)	結論	1	1
	G の主張の根拠として、対抗要件の抗弁を指摘した場合にも、同様に配点する		

【加点事項】

※対抗要件具備による所有権喪失の抗弁に加え、対抗要件の抗弁についても適切に論じている場合には、対抗要件の抗弁について加点

2	小問(2)について		
(1)	G の留置権の抗弁の主張(295 条 1 項)の指摘	2	2
(2)	G の主張の当否		
ア	「他人の物」を占有していることの指摘	1	1
	【加点事項】		
	※被担保債権の債務者以外の者が所有する物も「他人の物」といえるか否かについて意識して論じている場合には、加点		
イ	「その物に関して生じた債権」であることの指摘		
(ア)	趣旨	1	1
(イ)	規範	2	2
(ウ)	G の請求権の内容(665 条、648 条)	1	1
(エ)	E が材木④の返還請求権を有すること	1	1
(オ)	G の請求権が丸太④の返還請求権と同一の法律関係に基づいたものであること	1	1
ウ	弁済期(295 条 1 項ただし書)の指摘	1	1
エ	占有が不法行為によって始まったか(295 条 2 項)否かの指摘(肯定、否定、どちらでも評価する)	1	1

【加点事項】

※F が丸太④を甲土地から切り出して G に寄託した行為は E に対する不法行為に該当すると考えられることを踏まえて論じている場合には、加点

(3)	結論	1	1	(13)
-----	----	---	---	------

第 3 (設問 3)

1 小問(1)について

(1) Hに責任能力が認められ、712条が適用されないことの指摘	1	1
(2) Cに714条が適用されない旨の指摘	1	1
(3) Cの709条の不法行為責任の成立が問題となる旨の指摘	1	1
(4) Hの不法行為の検討		
ア Hの故意・過失	1	0
イ 損害	1	0
ウ 因果関係	1	0
(5) Cの不法行為の検討		
ア 820条に基づく監護義務がある旨の指摘	1	0
イ 監護義務の具体的な内容(Hの行動、Cが学校から呼び出しを受けるという自体が何度も生じていたこと、など)	2	1
ウ 義務の懈怠(一般的な注意しかせず、それ以上の対策を講じなかったこと)	2	2
(6) 結論	1	1
2 小問(2)について		
(1) 722条2項が問題となる旨の指摘	1	1
(2) Lに過失がないことの指摘	1	1
(3) Kの過失が問題になることの指摘	1	0
(4) 722条2項の被害者の過失の異議		
ア 趣旨	1	1
イ 被害者側の過失が含まれることの指摘	1	1
ウ Kが被害者側にあたる者であることの指摘	1	0
(5) 過失の検討		
ア 義務の特定(両手で運転しなければならないこと、前照灯の故障を気にすべきであったことなど)	2	0
イ 義務の懈怠(自転車走行中に携帯電話を使用していたため片手で運転していたこと、付近が暗くなっていたにもかかわらず、前照灯の故障を気にせず走行していたことなど)	2	1
(6) 損害との因果関係	1	0
(7) 結論	1	1

【加点事項】

※722条2項の過失相殺が任意的である旨の指摘があれば、加点

基本点	55	/ 80
加点	1	/ 10
裁量点 (2点×5)		/ 10
事案分析		
論理的思考		
法解釈・適用	1	
全体構成	1	
表現力	1	
合計	59	/ 100

全体的に論理的
内容もよくある

配点にふさわしい
表現力がある。
この問題でわかるようにいいと

民法	〇/〇 〇〇答案練習	注意点 一言 次回課題		
全体				
まず配点分析＝時間配分＝枚数	A			
まず条文スタート	A			
類型？要件事実 OR 論点？				
要件事実訴訟物から請求特定	A			
要件事実として考える	B			
その中で実体法の考えと リンクさせる	B			
何を主張したい・しうる？ 主要事実該当具体的事実	B			
答えあり 基本ミス注意	B			
未知も六法で考える姿勢、条文探す				
時系列ミス＝基本ミス ＝問題文読んでない＝大減点	A			
まず条文 こまめに示す 法的根拠なければ作文	A			
採点シートにのせる どこに配点あるか見極め	A			
方向性は？大はずししない	A			
型 メインは三段論法死守	A			
問題提起 条文文言	B			
メインは事実使う	B			

規範あてはめ分ける	A			
法的根拠・訴訟物は？	A			
趣旨	A			
自分で趣旨から抽象的規範定立	B			
規範一絶対たてる	B			
理由 書けば点はある				
要件 1つ1つまず要件あげる	A			
原則例外	A			
ナンバリング				
判例あれば規範正確に				
掘り下げ				
BUT 基本ミス大減点	A			
論理一貫丁寧説明流れ 間の理由説明				
字うまく				
あてはめ問題＝利益考量 「確かに」「しかし」	B			
結論常識的、わかりやすい文				
基礎 物権か債権か？/債務は？				
絶対に時間不足＝設問 1 あっさりと書く	A			

P.1 設問1

第1 (1)について

1 Aの主張

(1) Aとしては、Cに対して、材木①の所有権に基づく返還請求をすることが考えられる。当該請求に必要な主張は、(i) Aの材木①所有、(ii) Cの材木①占有である。

(2) 本件では、(i) 平成23年4月1日のAB間の丸太を目的物とする売買契約(民法(以下略)555条)において、丸太の所有権移転時期が代金の支払時とされている。所有権留保付売買契約においては、当事者間の選択した形式を尊重して、目的物の所有権が売主に留保され、買主は目的物の利用権を付与されるにすぎないものと解される。したがって、本件では、Bは丸太の代金を支払っていないので、AB間の合意通り、丸太の所有権はAが有する。よって、丸太を製材した材木①の所有権もAが有するものといえる。そして、(ii) Cは、材木①を自分の倉庫に保管しているから、材木①を占有している。したがって、(i)(ii)を満たし、Aの主張には根拠がある。

2 Cの反論

(1) これに対して、Cは、材木①を即時取得(192条)したことの反論をすることが考えられる。即時取得の成立に必要な主張は、(i) 動産の取引行為、(ii) (i)に基づく引渡しである。186条1項により、平穩・公然・善意の占有取得が推定されて、立証責任が転換され、また、188条により前主が適法に処分権限を有する者と推定される結果、前主を所有者と信頼して取引に入ることが許され、無過失が推定されるからである。

(2) 本件で、(i) 平成23年4月15日、CはBとの間で材木①を含む丸太の売買契約を締結しており、動産の取引行為がある。そして、(ii) 同月25日、上記契約に基づいて、材木①がCの倉庫に搬入されているから、(i)に基づく引渡しも認められる。したがって、(i)(ii)を満たし、Cの反論は認められるとも思える。

(3) このCの反論に対して、Aは、Cには「過失」があるから即時取得は成立しないと再反論をすることが考えられる。

即時取得における「過失」とは、前主が権利者であると信じたことにつき過失があることをいう。本件では、Cは建築業者であり材木の取引に関する専門家であることから、AB間の丸太売買に所有権留保特約が付いており、Bによって代金が支払われていない可能性を考慮すべき立場にあった。実際、Cはそれまでの取引経験から、Aが丸太を売却するときには、所有権移転時期を代金支払時とするのが通常であることを知っていた。また、Cは、Bに対し製材した丸太の売却を申し入れた際に一度断りを受けていること、最近もAB間で代金支払前に丸太を転売したことによるトラブルが生じたことを知っていたことからすれば、Cは、Bが代金を支払っていないことにつき十分予見できたといえる。よって、Cには、A及びBに対し、Bの代金の支払の有無につき照会する注意義務があったとい

P.3

える。そうであるにもかかわらず、AB間で代金の支払いが既にされているものと即断して、当該義務を果たしていない。したがって、Cには「過失」が認められ、Aの再反論が認められる。

(4) 以上から、Cの反論は認められず、Aの請求が認められる。

第2 (2)について

1(1) まず、Aは、動産売買先取特権の物上代位(311条5号・321条・304条1項)の行使により、Dに対し、150万円の支払を請求することが考えられる。

(2) しかし、Dは以下のように反論する。仮にリフォーム工事による600万円の報酬の一部は、動産の転売による代金と同視できるとしても、Dとリフォーム工事の請負契約(632条)を締結し、報酬の支払いを受けたのはCであるから、「債務者が受けるべき金銭」とはいえない。よって、このDの反論は正当である。

(3) したがって、物上代位によるAの請求は認められない。 < 符合・採点12点

2(1) 次に、Aは、償金請求(248条)を根拠として、Dに対し、150万円の支払を請求することが考えられる。償金請求は、703条・704条の規定に従うものとされているから、当該請求に必要な主張は、(i) Dの受益、(ii) Aの損失、(iii) (i)と(ii)の因果関係、(iv) 法律上の原因の不存在である。

(2) 本件では、(i) Dは、材木②を使ったリフォーム工事により、材木②の加工(246条2項)によって所有権を取得し、乙建物の価値の増大という利益を受けているから、Dの受益が認められる。また、(ii) Aは、Bから丸太の代金支払いを受けていないにもかかわらず、材木②が加工され、Aは材木②の所有権を失っているから、Aに損失が認められる。しかし、(iii) AがBから代金の支払いを受けていないのは、BがAとのトラブルで高額の解決金請求を取り下げない限り丸太の代金を支払うことはできない旨を主張していることが理由であるにすぎない。したがって、(i)と(ii)の因果関係は認められない(これがDの反論となる)。

(3) 以上から、Aの償金請求は認められない。

設問2

第1 (1)について

1 Gとしては、Eの請求に対して、Eが丸太③につき対抗要件を具備していないことを理由として、Eを丸太③の所有権者として認めないと主張することになる。このGの主張において主張立証すべき事実は(i) Gが「第三者」(177条)にあたること、(ii) 対抗要件具備までEを丸太③の所有権者として認めないと権利主張である。

2 「第三者」とは、当事者若しくはその包括承継人以外の者であって、対抗要件欠缺を主張するにつき正当な利益を有する者をいう。本件では、GはFとの寄託契約(657条)に基づき丸太③を保管する者であるから「第三者」には当たらないと思える。しかし、寄託者Fは、Aとの間で本件立木の売買契約を締結し、有効な取引関係に立つものであるから、対抗要件欠缺の主張につき正当な利益を有する「第三者」にあたる。そして、寄託者と受寄者は、寄託物についての権利関係につき密接な関係にあるから(660条参照)、Gは、Fの「第三者」としての地位を援用で

P.5

2 有効な取引関係に立つものであるから、対抗要件欠缺の主張につき正当な利益を有する「第三者」にあたる。そして、寄託者と受寄者は、寄託物についての権利関係につき密接な関係にあるから(660条参照)、Gは、Fの「第三者」としての地位を援用で

6 きる立場にあるといえる。よって、①を満たす。また、Gは、E
7 の請求を拒否しており、②も満たす。

8 3 以上から、Gの主張は認められる。

9 第2 (2)について

10 1 Gは、丸太④につき留置権(295条1項)の成立を主張する
11 ことが考えられる。

12 2 判例上、寄託契約における報酬債務(665条・648条)と
13 目的物返還債務は同時履行の関係(533条参照)にあるものと
14 されている。これは、報酬債務と目的物返還債務の履行が同時に
15 行われることが公平だと考えられるからである。とすれば、同じ
16 く公平の観点から認められる留置権も成立するものと考えられ、
17 寄託契約上の報酬債権は「その物に関して生じた債権」にあたる
18 といえる。

19 3 本件では、丸太④につき報酬債権を被担保債権とする留置権が
20 成立する。そして、Gは、Fから丸太の保管料の支払いを受けて
21 おらず、GF間の寄託契約上の報酬の支払いを受けていないので、
22 GはEに対し留置権の成立を主張して引渡しを拒絶できる。

23 4 したがって、Gの主張は認められる。

P.6 設問3

2 第1 (1)について

3 1 Lは、Cに対して、不法行為(709条)に基づく損害賠償請
4 求をすることが考えられる。これは、Cの長男Hは満15歳であ
5 り、未成年者であるが「自己の行為の責任を弁識するに足りる知
6 能を備えていなかった」(712条)とはいえず、Lに監督者責
7 任(714条)は認められないからである。そして、714条は、
8 責任能力ある未成年者の親の不法行為責任を排斥するものでは
9 ないので、709条による請求が考えられることになる。

10 2 当該請求に必要な主張は、①故意・過失行為、②権利侵害、③
11 損害の発生、④①と②の因果関係である。

12 本件では、CはHの親であるから監護義務を負う(820条)。
13 Hは中学2年生の終わり頃から急に言動が粗暴になり、喧嘩で同
14 級生に怪我を負わせるなど、その行動に特別な注意を要する状態
15 にあったといえる。また、Cは、Hと同居しているから、Hの行
16 動を注視し、Hを管理できる立場にあったといえる。よって、C
17 はHに対し、Hが悪質な行動をしないように特別の対策を講じる
18 べき注意義務があった。そうであるにもかかわらず、Cは、Hに
19 対して一般的な注意をするにとどまり、それ以上の特別の対策を
20 講ずることをしていない。したがって、Cに上記義務違反があり、
21 過失行為が認められる(①)。また、当該義務違反によって、H
22 は自宅前の道路に角材を置くに至り、この角材によってKは自転
23 車を転倒させている。そして、Kの自転車転倒により、Lが右腕
P.7 を骨折している。したがって、②③④も認められる。

2 3 以上から、Lの請求は認められる。

3 第2 (2)について

4 1 Cは、上記のLの請求に対して、損害額につき、過失相殺(7
5 22条2項)を主張することが考えられる。

6 2 損害の公平な分担という見地からは、被害者と身分上生活関係
7 上一体とみられる者の過失は「被害者」の過失に含まれる。本件
8 では、KはLの親であるから、身分上生活関係上一体とみられる
9 関係にあり、Kの過失は「被害者」の過失として過失相殺の対象
10 となる。

11 3 Kは、携帯電話で通話運転をしており片手で自転車を運転し、
12 また、前照灯の故障を修理せずに自転車で暗がり運転していた
13 から過失が認められる。そして、これらの過失は、事故の原因と
14 なったことが確認されている。

15 4 したがって、過失相殺が認められる。

16 以 上

X 規範ない
要旨ない